

機械装置の取得価格5,000万円(耐用年数7年)を新規取得した場合

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法による課税の特例を受ける場合

年数	設備投資額 (円)	減価 残存率	課税標準額 (円)		税率 (%)	税額 (円)
1	50,000,000	0.86	$50,000,000円 \times 0.86$	43,000,000	0.01	4,300
2		0.72	$43,000,000円 \times 0.72$	30,960,000	0.35	108,360
3		0.72	$30,960,000円 \times 0.72$	22,291,200	0.70	156,038
合計						268,698

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法による課税の特例がない場合

年数	設備投資額 (円)	減価 残存率	課税標準額 (円)		税率 (%)	税額 (円)
1	50,000,000	0.86	$50,000,000円 \times 0.86$	43,000,000	1.40	602,000
2		0.72	$43,000,000円 \times 0.72$	30,960,000	1.40	433,440
3		0.72	$30,960,000円 \times 0.72$	22,291,200	1.40	312,076
合計						1,347,516

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の特例を受けることにより、3年間で1,078,818円の軽減となります。